写 令和 2 年第 4 回臨時会 (10 月 23 日招集)

町議会会議録

益城町議会

令和2年第4回益城町議会臨時会目次

〇10月23日(第1日)

出席議員・			1
欠席議員 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·			1
職務のため出席した事務局職員の職・氏名・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・			1
説明のため出席した者の職・氏名			1
開会・開議・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・			2
・諸般の報告(議席配付)			
日程第1	会議録署名議員	員の指名・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
日程第2	会期決定の件		2
日程第3	議案第113号	益城町地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強	
		化のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正す	
		る条例の制定について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
日程第4	議案第114号	工事請負契約の締結について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4
日程第5	議案第115号	工事請負契約の変更について ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	7
日程第6	議案第116号	工事請負契約の変更について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	8
閉会 · · · · ·			9

10月23日(木曜日)

令和2年10月第4回益城町議会臨時会会議録

- 1. 令和2年10月23日午前10時00分招集
- 2. 令和2年10月23日午前10時00分開会
- 3. 令和2年10月23日午前10時23分閉会
- 4. 会議の区別 臨時会
- 5. 会議の場所 役場仮設庁舎別館2階本会議場
- 6. 議事日程
 - 日程第1 会議録署名議員の指名
 - 日程第2 会期決定の件
 - 日程第3 議案第113号 益城町地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化

のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条

例の制定について

日程第4 議案第114号 工事請負契約の締結について

日程第5 議案第115号 工事請負契約の変更について

日程第6 議案第116号 工事請負契約の変更について

7. 出席議員(18名)

1番 木 村 正 史 君 2番 西 山 洋 一 君 3番 上 村 幸 輝 君 4番 下 田 利久雄 君 5番 田徳弘君 6番 松 本 昭 一 君 冨 甲斐康之君 7番 吉 村 建 文 君 8番 9番 榮 正 敏 君 10番 中 川 公 則 君 田祐士君 12番 宮 﨑 君 11番 野 金次 中村健二君 13番 坂 本 貢 君 14番 15番 渡 辺 誠男 君 16番 荒 牧 昭 博 君 17番 坂 田 みはる 君 田忠則君 18番 稲

- 8. 欠席議員(0名)
- 9. 職務のため出席した事務局職員の職・氏名

議会事務局長 西口博文

10. 地方自治法第121条の規定により会議事件説明のため出席した者の職・氏名

町 長 西村博則君 副 町 長 向 井 康 彦 君 教 育 長 酒 井 博 範 君 政策審議監 河 野 秀 明君 土木審議監 危機管理監 今 石 佳 太 君 持 田 君 浩 会計管理者 木下宗徳君 総務課長 河 内 正 明 君

総務課審議員 遠山伸也君 新庁舎等建設推進課長 田上勝志君 岩 本 武 継 君 山内裕文君 危機管理課長 企画財政課長 税務課長 企業財政課審議員 吉川博文君 深江健一君 富 永 清 徳 君 住民保険課長 福祉課長 塘 田 仁 君 姫 野 幸 徳 君 こども未来課長 生活再建支援課長 松本浩治君 健康づくり推進課長 松永 昇 君 産業振興課長 福岡廣徳君 都市建設課長 村 上 康 幸 君 増 田 充 浩 君 復旧事業課長 復興整備課長 米 満 博 海 君 水口 清 君 公営住宅課長 学校教育課長 金原雅紀君 交流情報センター所長 西山広成君 荒木栄一君 水道課長 竹 林 浩 幸 君 下水道課長

開会・開議 午前10時00分

○議長(稲田忠則君) 皆さん、おはようございます。

令和2年第4回益城町議会臨時会が招集されましたところ、議員の皆さん方には大変お忙しい 中に御出席いただきまして、ありがとうございます。

議員定数18名、出席議員18名です。

ただいまから、令和2年第4回益城町議会臨時会を開会します。

これより、本日の会議を開きます。

まず、閉会中における諸般の報告をいたします。内容については議席に配付のとおりです。それでは日程に従い、会議を進めます。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長(稲田忠則君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第111条の規定により、5番冨田德弘議員、14番中村 健二議員を指名します。

日程第2 会期決定の件

○議長(稲田忠則君) 日程第2、会期決定の件を議題とします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日1日にしたいと思います。御異議ありませんか。 (異議なしの声あり)

○議長(稲田忠則君) 異議なしと認めます。したがって、会期は本日1日にすることに決定しました。

日程第3 議案第113号 益城町地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化の ための固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の

制定について

〇議長(稲田忠則君) 日程第3、議案第113号「益城町地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

西村町長。

〇町長(西村博則君) 皆さん、おはようございます。本日、ここに令和2年第4回益城町議会 臨時会を招集しましたところ、議員各位の御出席を賜り、厚くお礼申し上げます。

本日、提案します案件は、条例の制定について1件、工事請負契約の締結について1件、工事請負契約の変更について2件でございます。

それでは、議案第113号、益城町地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化の ための固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げ ます。

このたび、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律が、令和2年10月1日施行で改正され、この法律に基づく省令も同日付で改正をされました。これに伴い、益城町地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正するものです。

改正点は、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律の改正で、 条ずれがあり、益城町の条例中にある法律第25条を法律第26条に改正するものです。

御審議のほどよろしくお願いします。

○議長(稲田忠則君) 議案第113号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(なし)

○議長(稲田忠則君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、原案に反対者の発言を許します。

討論はありませんか。

(なし)

○議長(稲田忠則君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第113号、益城町地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化の ための固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

〇議長(稲田忠則君) 起立全員です。したがって、議案第113号「益城町地域経済牽引事業の 促進による地域の成長発展の基盤強化のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正 する条例の制定について」は、原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第114号 工事請負契約の締結について

○議長(稲田忠則君) 日程第4、議案第114号「工事請負契約の締結について」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

西村町長。

〇町長(西村博則君) 議案第114号、工事請負契約の締結について御説明を申し上げます。

木山橋既存橋撤去工事につきましては、条件付一般競争入札により実施し、お手元の議案の内容で契約締結を行おうとするものでございます。

本工事の概要ですが、都市計画道路横町線整備事業における木山橋の架け替えに伴い、既存橋の撤去工事を行うものです。

工事の主な内容としましては、仮設工一式、下部工撤去工一式、上部工撤去工一式、附帯工一式となります。

契約金額は6,782万6,000円で、契約の相手方は、熊本県熊本市東区上南部2丁目6番1号、東 陽道株式会社でございます。

御審議のほどよろしくお願いします。

○議長(稲田忠則君) 議案第114号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

11番野田議員。

〇11番(野田祐士君) おはようございます。11番野田です。議案第114号、木山橋既存橋撤去 工事について質問をさせていただきます。

この木山橋というのは、先ほど説明がございましたとおり、横町線であり、木山の住民にとってはですね、生活道、そして、よく使う、よく通るですね、道となっております。この工事についてですね、橋を撤去するということでございますので、それに関するスケジュールと、例えば、それに代わる何かを提示できているのかというものがあれば教えていただきたい。この2点と、あと、住民についての説明と周知ですね、についてどのようになってるかについて教えていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○復興整備課長(米満博海君) おはようございます。復興整備課の米満です。11番野田議員の 御質問にお答えをさせていただきます。

横町線の木山橋撤去に伴うことでございます。まず、スケジュールでございます。スケジュールは、木山橋撤去につきましては、令和2年度の3月いっぱい、3月末までとさせていただいております。また、下部工の設置のほうは、令和3年度の10月から3月までとしております。

また、上部工は、令和3年度の12月に発注を予定しておりまして、令和4年度いっぱいという ことにさせていただいております。

また、この木山橋の撤去に伴いまして、本当にですね、通行止めが長期間になるということで、 木山橋を御利用される皆様方には、大変、御不便をおかけするところでございます。仮橋の設置 の有無につきましては、説明会などで決定するものではなく、迂回路の有無や工期などの観点から判断をさせていただいておるところでございます。

一般的に、仮橋を造る場合は、橋台の部分や取付け道路の借地、また、建設等に非常に時間を要するものでございます。また、出水期の工事中断期間などもございますので、必要以上に時間を要しますことから、早期に橋梁を造ることができなくなっております。また、近くに、迂回路等が確保できる場合も仮橋を架けることはいたしませんので、木山橋もこのケースに該当するということで仮橋を設けないものとしているところです。

また、通行止めにつきましては、横町線のまちなみブックのワークショップや、それに出席されました嘱託員の皆様方には、通行止めの御協力のお願いをこれまでやっているところでございます。

併せまして、町民の皆様には、広報ましきの10月号により通行止めのお知らせをさせていただいているところでございます。

また、本議会の議決終了後、施工業者が決定しました段階では、益城町町民の皆様全戸へですね、回覧等で周知を行いたいと考えているところでございます。

併せまして、工事の事業説明会は、必要に応じて対応していくということにしております。 以上でございます。

- 〇議長(稲田忠則君) 野田議員。
- O11番(野田祐士君) ありがとうございました。あまりにもですね、いろいろ長かったんで、 一つずつ確認させてもらっていいですか。ちょっと分からない部分があったんで。

まず、橋の撤去が令和2年3月に……。令和2年の3月。令和2年度いっぱい。

(「令和3年って言った」と呼ぶ者あり)

令和3年の3月までということですかね。橋撤去がですね。

- ○復興整備課長(米満博海君) はい。
- **〇11番(野田祐士君)** はあはあはあ、分かりました。令和3年の3月までに橋を撤去すると。 それから次は、橋の今度は架け替えに移るというスケジュールでいいですかね。
- ○復興整備課長(米満博海君) はい。
- **〇11番(野田祐士君)** はい、ありがとうございました。

で、その橋の架け替えのスケジュールが令和5年の3月ぐらいまでかかるという回答でよろしいですかね。

- 〇復興整備課長(米満博海君) はい。
- O11番(野田祐士君) 分かりました。今、令和2年の10月ですかね。約2年半ですかね。分かりました。

2年半というのは結構長くなると。工事もなかなか長くなることはなくて、延びるのが通常多いかなと思っております。そういう中で、約2年半から3年間ですね、通れなくなると。多分、あそこの木山橋を撤去するということで、横町線自体はですね、地元、本当に近隣にいる人のみしか、多分通らなくない道路になってしまうというところだと思います。

これはですね、都市計画道路等をですね、計画する際には必要な事業ということは認識しておりますし、それによって、近隣住民の方にですね、御迷惑をおかけするというのもですね、これはある意味、仕方がないということも認識しております。

その上で、この地区は、県道4車線、または土地区画整理事業等の多くの公共事業が入ってまいります。そういった意味でですね、地元の方々に対しては、早め早めの周知と説明が必要になってくると。それがですね、公共工事を行う上でですね、住民の皆様方にとって、また、私たちにとって大事なことかなと思っております。その上で、住民の皆様方に御理解と御協力を得ていくと。そうしなければですね、ある意味、進むものも進まなくなってしまう、遅れてしまうというのを危惧するところでございます。

ぜひですね、公共工事、公共事業に関しましては、早め早めの説明と周知のほうをお願いしたいと。それが住民に対する御理解、御協力を得て、事業自体がうまくいくのではないかと思いますので、ぜひよろしくお願いしたいと思います。

できればですね、町長のほうからも、この件に関してですね、一言だけでも結構ですので、コメントをいただければと思っております。よろしくお願いいたします。

- 〇議長(稲田忠則君) 西村町長。
- ○町長(西村博則君) 11番野田議員の2回目の御質問にお答えをします。

先ほど、担当課長のほうから説明がありましたように、地元のまちづくり協議会とかですね、 区長さんたち、説明の予告は何回も話をしてると思います。ただ、町のスタンスとして、皆さん 方も感じられてると思いますが、地震の当初、計21回、1,600名の方たちとまちづくりについて 意見交換会をやりましたが、説明会あたりは、どんどんやるべきことはやっていきたいと思って おります。

ただ、横町線についても、実は横町線のまちなみについても、これは地元の方たちにデザインをしていただいて、まちづくりを今進めているところです。その中で、やはり、木山橋の架け替えあたりもずっと協議をしながら、どんな形に、どんな色合いにしたほうがいいのかとか、どんな道路の形状にしたほうがいいのかとかあたりも一緒にやっているところでありますので、こちらについても、先ほど担当の課長のほうからも話がありましたように、業者が決まってからですね、また、しっかりと事業の内容の説明と併せてそちらのほうについても、しっかりまた説明を行ってまいりたいと思います。どうぞよろしくお願いします。

〇議長(稲田忠則君) 野田議員。

〇11番(野田祐士君) ありがとうございました。ぜひですね、早めの周知とですね、きちんとした説明をしていただきたいと思います。

それと、最後に一つだけお願いですけれども、農耕者等のですね、通り道というかですね、その辺もですね、地元といろんな打合せをしていただいてですね、橋を撤去したから事故が起きたとかいうことがないようなですね、ことをですね、十分確認しながら、注意してやっていただけたらと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長(稲田忠則君) ほかに質疑はありませんか。

(なし)

○議長(稲田忠則君) ないようですので、これで質疑を終わります。 これから討論を行います。まず、原案に反対者の発言を許します。 討論はありませんか。

(なし)

○議長(稲田忠則君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第114号、工事請負契約の締結についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

〇議長(稲田忠則君) 起立全員です。したがって、議案第114号「工事請負契約の締結について」は、原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第115号 工事請負契約の変更について

○議長(稲田忠則君) 日程第5、議案第115号「工事請負契約の変更について」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

西村町長。

〇町長(西村博則君) 議案第115号、工事請負契約の変更について御説明申し上げます。

今回の変更は、令和2年第1回益城町議会臨時会におきまして、変更契約の議決をいただいて おりました議案第14号、大規模滑動防止事業(堂園地区)工事の請負金額の変更を行うものでご ざいます。

今回、契約金額 2 億2,639万7,196円を 2 億2,288万2,575円に変更するもので、351万4,621円の減額となります。

本工事は、平成28年熊本地震により被災しました堂園地区の宅地擁壁の復旧を、大規模盛土造成地滑動崩落防止事業により行うものでございます。

変更の主な理由としましては、当初、鉄筋挿入工の施工を現地の地形的状況から、機械施工用の足場を設置し、削孔機械を配置しての施工計画としておりましたが、工事実施に際し、施工ヤードにつきまして、地権者との協議が調い、自走式機械での施工が可能となりましたため、足場工を減工するものです。

御審議のほどよろしくお願いします。

○議長(稲田忠則君) 議案第115号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(なし)

○議長(稲田忠則君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、原案に反対者の発言を許します。 討論はありませんか。

(なし)

○議長(稲田忠則君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第115号、工事請負契約の変更についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

〇議長(稲田忠則君) 起立全員です。したがって、議案第115号「工事請負契約の変更について」は、原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第116号 工事請負契約の変更について

○議長(稲田忠則君) 日程第6、議案第116号「工事請負契約の変更について」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

西村町長。

〇町長(西村博則君) 議案第116号、工事請負契約の変更について御説明申し上げます。

今回の変更は、令和元年第4回益城町議会臨時会におきまして議決いただきました議案第127 号、益城中学校屋内運動場新築災害復旧工事の請負金額の変更を行うものでございます。

当初契約金額 7 億2,270万円を 7 億2,784万7,367円に変更するもので、514万7,367円の増額となります。

変更の主な理由としまして、本体工事に先立ち、軟弱地盤である場内全域の浅層地盤改良工事を施工中に地下水が自噴している箇所が発見されたため、その周辺の地盤改良工事を追加施工して、地盤を補強する必要が生じたことによるものです。

御審議のほどよろしくお願いします。

○町長(西村博則君) 議案第116号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(なし)

○議長(稲田忠則君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。 これから討論を行います。まず、原案に反対者の発言を許します。 討論はありませんか。

(なし)

○議長(稲田忠則君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。 これから、議案第116号、工事請負契約の変更についてを採決します。 この採決は起立によって行います。

原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

〇議長(稲田忠則君) 起立全員です。したがって、議案第116号「工事請負契約の変更について」は、原案のとおり可決されました。

以上をもちまして、本臨時会に提案されました案件は議了されました。御協力をいただき、誠にありがとうございました。

これで令和2年第4回益城町議会臨時会を閉会いたします。

閉会 午前10時23分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和 年 月 日

益城町議会議長

署名議員

署名議員